

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年5月から57年3月までの期間及び60年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年3月まで
② 昭和56年5月から57年3月まで
③ 昭和60年4月から同年8月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっているとの回答を社会保険事務所からもらった。

しかし、厚生年金保険から国民年金への切替手続を昭和57年ころ妻が行い、金融機関で国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人の国民年金保険料は、申立人の妻が納付しており、同妻は「家長である申立人の支払いを自身のものよりも優先して支払っており、年金を含む納付すべき公的な支払いはすべて納付していた」と証言していることなどから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられ、また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする妻の保険料が納付済となっているのに、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和57年3月に行われていることが払出簿により推認でき、当時の市役所及び社会保険事務所における事務処理状況を確認したところ、事務手続上、過年度納付に係る当該期間の保険料の総額及び納入告知書の発行等の事務手続が完了するのは57年7月ころと考えられる。このことから、申立期間①については時効により納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立人及びその妻が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年5月から57年3月までの期間及び60年4月から同年8月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月

私は、昭和 62 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付書により金融機関で納付し、その領収証書を所持している。

一方、夫が昭和 62 年 7 月 1 日から厚生年金保険に加入し、その時に夫の被扶養配偶者として国民年金の第 3 号被保険者となったので、62 年 7 月については、国民年金の第 3 号被保険者期間と第 1 号被保険者期間が重複しており、当該期間の保険料については還付されるべきである。しかし、私のところに還付請求書等の書類が届いたことも、私が還付を受けたこともないので、第 1 号被保険者として納付した保険料を還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、当該領収証書に記載された金額により、申立人は、昭和 62 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を 63 年 4 月 11 日に銀行において納付したことが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録により、申立人の第 3 号被保険者の資格取得日は昭和 62 年 7 月 1 日であることが確認でき、申立期間の保険料相当額が還付された事実も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料は納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所で確認したところ、昭和59年1月から同年3月までの期間の保険料が未納となっているとの回答をもらった。

しかし、私は夫から「納付をしていた方が将来のために年金をもらえるので加入手続きをするように」と言われたことを覚えている。また、夫が給料をもらったときに定期的に私が国民年金保険料を納付しており、未納がないように確認しながら納めていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、沖縄特例納付期間を含め、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入し、収入は高く、生活は安定していたと述べている上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所などの生活状況に大きな変化は見られないことから、申立期間についてのみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、国民年金保険料を夫婦一緒に欠かすこと無く納めてきた。昭和61年法改正に伴う沖縄特別措置に係る保険料も、妻が夫婦二人分をまとめて納付した。

しかし、同特例納付期間のうち、申立期間の私の納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。妻の分の国民年金保険料はすべて特例納付により納付済みとなっているのに、私の分の申立期間の保険料のみがみなし免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和53年11月から平成10年に満60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料を完納しているとともに、申立人の妻も、国民年金加入期間中の保険料をすべて納付している上、昭和61年国民年金法改正に伴う沖縄特別措置に係る36年4月から44年3月までの保険料を、平成3年3月及び4年3月に追納していることが確認できるなど、申立人夫婦の国民年金制度に対する理解も深く、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

また、会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、昭和61年国民年金法改正に伴う沖縄特別措置に係る保険料のうち、申立期間を除く36年4月から44年12月までの期間の保険料は、妻と同一日に追納していることが確認できる上、申立人の妻が、「沖縄特別措置に係る夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付した」と証言していることから、申立期間について、妻の沖縄特別措置に係る保険料は納付済みとなっているのに、申立人の当該期間の保険料のみがみなし免除とされていることは不自然である。

さらに、申立人が納付したとする金額と沖縄特別措置に係る追納額はほぼ一致しているなど、妻と一緒に納付したとする申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

私は、夫と私の二人分の国民年金保険料を昭和45年4月から私たち夫婦が60歳になるまで欠かさず納め、また、36年4月から45年3月までの期間の沖縄特別措置に係る保険料も私が夫婦二人分を一緒に納付してきた。

私は、昭和42年から自営業を営み、私の預金通帳にはいつもまとまった額の預金残高があり、申立期間当時においても国民年金保険料が納められない経済状態ではなかったため、私の分の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、沖縄特例納付期間も含め国民年金保険料をすべて納付しており、一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間を含め保険料をすべて納付していることから、夫婦ともに国民年金制度に対する理解も深く、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は昭和42年から自営業を営み一定の収入を得ていたと述べており、申立期間当時の申立人の預金通帳には常時一定額の預金残高があったことが確認できることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付する資力があったものと思われる。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所など生活状況に変化は認められないことから、申立期間についてのみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の申立期間は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和41年2月から48年4月30日までA事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録によると48年4月1日に資格喪失しているため、記録が欠落している同年4月1日から同年5月1日まで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に保管されている人事記録及び申立人が所持している退職証明書により、申立人が申立期間に継続して同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、公共職業安定所から得た雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人は、昭和41年2月28日から48年4月30日までの間、雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、A事業所の上司は「申立人が勤務していた部署は整理縮小の対象となっていたため、同部署で勤務していたすべての従業員は順次整理解雇されたが、整理解雇の当日までは通常どおり勤務しており、全員厚生年金保険に加入していたはずである」と証言しており、複数の同僚も「申立人の申立期間における業務内容は、それ以前と変更は無く、勤務時間も同じであった」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 4 日から 41 年 5 月 31 日まで
社会保険庁の記録によれば、昭和 38 年 4 月 4 日から 41 年 5 月 31 日までの間、A 事業所に勤めていた 37 か月分について、41 年 12 月 5 日に脱退手当金を受け取ったとされているが、その時は既に沖縄に帰省しており、受け取ることは出来なかったため、脱退手当金が支給された期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理するオンライン記録及び社会保険事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 10 月 31 日に請求され、同年 12 月 5 日に支給されたこととなっている。しかし、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は 41 年 6 月 10 日に住所地を A 事業所の所在地から沖縄に変更しており、退職後すぐに沖縄に帰省していたものと推認できることから、脱退手当金裁定請求書の請求者の住所に申立人が在職していた頃の住所を記載することは考え難く、申立人が自ら請求したものと認め難い上、当時の日銀の決済システムが完備されていない状況において、復帰前の沖縄へ同手当金を送金することは手続が煩雑であったと思われることなどを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は極めて低いものと考えられる。

また、脱退手当金が支給されたとされる時期の沖縄から本土行きの乗船名簿に申立人の名前は確認できないなど、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年8月まで

私は、社会保険事務所で私の年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金が未加入となっていた。しかし、申立期間当時、国民年金保険料の納付書が届いたので納付したのを覚えており、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その国民年金への切替手続の時期・場所及び国民年金保険料の納付時期・金額等に関する記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立期間は未加入期間となっていることから申立期間は国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年2月までの期間、9年7月及び同年12月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月から同年2月まで
② 平成9年7月
③ 平成9年12月から10年3月まで

私は平成10年2月10日にA市からB市への住所変更手続きを行った際、A市役所の窓口で、年金についてはC社会保険事務所へ行くように言われ、同年2月13日の病院での初診日の前に、私の母がC社会保険事務所で厚生年金から国民年金の切替手続きを行い、未納となっていた申立期間の国民年金保険料として、10万円ほどを納付した記憶がある。しかし、申立期間の①については未納とされ、申立期間の②については納付年月日が11年8月に、申立期間の③については納付年月日が12年1月となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は国民年金の加入手続きや国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶が曖昧なため、申立期間に係る納付状況等の詳細は不明である。

また、申立人の母親は申立期間の②及び③に係る申立人の国民年金の被保険者資格について、平成10年2月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと述べているが、B市役所が管理する申立人の国民年金の加入記録によれば、同期間の資格取得届及び資格喪失届の届出日は10年5月となっている。

なお、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から61年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を夫のボーナスが支給された毎年8月と12月に当時の区長に納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらった。現在その手帳は紛失してしまったが、夫のボーナスの中から国民年金保険料の半年分または3か月分をまとめて納付したと思うので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を申立人の居住していた区の区長を通じて納付していたと主張しているが、申立期間の保険料の納付金額やその納付方法についての申立人の記憶は曖昧であり、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況等の詳細が不明確であり、申立人に対し詳細な状況を聴取しようとするも、申立人の協力が得られない。

また、申立期間は43か月と比較的長期間であり、申立人には、申立期間以外にも未納期間が散見される。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す国民年金手帳、家計簿等の関連資料は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年12月までの期間及び51年4月から52年9月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から50年12月まで
② 昭和51年4月から52年9月まで

私は、以前の国民年金手帳の切替時に会社の担当者から国民年金保険料と厚生年金保険料の二重払を指摘され、社会保険事務所からの連絡を待つように言われたが何も連絡がなかったため、二重払分は年金額に加算されているものと思っていた。このことについて、社会保険事務所で私の年金記録を確認したところ、二重払分の国民年金保険料は還付されているとの回答をもらった。しかし、私は還付の通知を受けた記憶もなく、還付金も受け取っていないので、申立期間の保険料を還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。しかし、同期間は厚生年金保険の被保険者期間であったため社会保険事務所において還付処理されており、同被保険者台帳に記録されている2回にわたる還付金額、還付期間及び還付決議年月日の記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、還付決議年月日における申立人の住所については、1回目は住民票の住所と同一であり、2回目は住民票と相違しているものの被保険者台帳に記録されている前住所には申立人の姉が居住しており、国民年金保険料還付請求書の用紙は申立人に送達できる状況にあったことなどから、申立人に対する申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年6月までの期間及び62年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から59年6月まで
② 昭和62年4月から同年12月まで

私は、昭和59年ころ国民年金の加入手続を行い、友人から25万円を借りて申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したにもかかわらず、当該期間の保険料が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①の期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期が昭和61年3月以降であり、この時点では時効により当該期間の国民年金保険料を納付することはできず、別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は沖縄特別措置期間である36年4月から45年3月までの9か年分の保険料25万9,200円を平成4年にまとめて納付しており、申立人が友人から借りて納付したと主張している金額とほぼ一致していることから、申立人は同期間の保険料の納付を申立期間の保険料を納付したものと誤認しているものと考えられる。

また、申立期間の②の期間については、申立人は申立期間直後の昭和63年1月から同年3月までの国民年金保険料を60歳到達後の平成2年3月に過年度納付していることが社会保険庁の納付記録で確認できることから、申立期間は時効により納付できなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月1日から31年6月5日まで
(A社B事業所)
② 昭和31年6月5日から32年1月5日まで
(A社C事業所)

私は、申立期間の①及び②において、本土にあるそれぞれのA社B事業所及び同社C事業所に勤務していた。しかし、社会保険事務所に問い合わせたところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無いという回答であった。

申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる書類は持っていないが、A社B事業所及び同社C事業所に継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①については、申立人の元同僚は「申立期間についてA社B事業所で一緒に仕事をしていた。社会保険には全員加入していたはずだ。」と証言しており、申立人はB事業所に勤務していたものと考えられるが、社会保険事務所の保管する同事務所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調べたところ、同事務所の厚生年金保険加入者全員の記録を確認しても申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、申立期間の①について、複数の元同僚は「A社B事業所では300人以上が働いていた」と証言しているが、B事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和29年10月1日時点の厚生年金保険加入者を厚生年金保険事業所別被保険者名簿により調べたところ、同加入者は165人であり、その中に申立人の氏名は記載されておらず、別の元同僚も「従業員全員が厚生年金保険に加入していたかどうかはわからない」と証言していることから、申立期間当時、B事業所の事業主は、申立人を含む一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性が高いと思われる。

次に、申立期間の②については、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち昭和31年7月からA社に勤務していたことは確認できるが、社会保険事務所が保管している厚生年金保険の事業所払出簿によれば、A社C事業所の厚生年金保険適用事業所としての記録は確認できず、申立人の申立期間における厚生年金保険加入記録は無い。

また、申立期間の②については、申立人は同僚についての記憶が曖昧^{あいまい}であるため、同僚から当時の勤務状況等について確認することもできない。

このほか、申立期間の①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票などの関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 4 月 25 日まで
私がA社に勤めていた平成 12 年 10 月 1 日から 15 年 4 月 25 日までの期間のうち、14 年 4 月から 15 年 4 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、私の提出した給与明細書に記載されているとおり当時の私の給与は 30 万円であり、標準報酬月額を給与明細書のとおり訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成 12 年 10 月 1 日から 15 年 4 月 25 日までの間、A社の代表取締役であったことが法務局の法人登記簿により確認できる。

また、A社については、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、平成 15 年 5 月 13 日付けで 13 年 11 月 1 日にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間当時、代表取締役であった上、i) 申立人自ら社会保険の手続等は行っていたと述べていること、ii) 標準報酬改定による年金額変更通知書が、社会保険事務所に標準報酬月額変更届が提出された直後の平成 15 年 7 月に、本人あて通知されていることが確認できることなど、申立人は、13 年 11 月に遡及訂正された標準報酬月額のことを承知していたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所には、申立人に係る平成 15 年 5 月 12 日の受付印のある被保険者報酬月額算定基礎届と被保険者報酬月額変更届が保管されており、同届出書類には申立事業所の社判と代表者印が押印されている。

加えて、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、i) A社は申立期間において厚生年金保険料等を滞納していること、ii) 平成 15 年 3 月 24 日に約束手形の不渡りを出していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る遡及訂正の申請をしながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 57 年 7 月まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたが、社会保険事務所に記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は無いとの回答を受けた。A事業所において厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における申立人のA事業所での勤務状況について、申立人の複数の元同僚は「申立人はA事業所で勤務していた。」と証言しているが、いずれの証言も「申立人の勤務期間は不明。」としている。一方、別の複数の元同僚は「申立人は知りません。申立人が申立期間について同事業所で勤務していたかどうかは不明です。」と証言しているなど、申立期間当時の複数の元同僚の証言は区々となっている上、同事業所に申立当時の人事記録等が保存されておらず、申立人の記憶も曖昧であることから、申立人が同事業所において勤務していたとする期間を特定することは困難である。

また、申立人は、A事業所が発行していた月刊新聞の昭和 57 年 4 月号に申立人名の記事があることなどを根拠として、申立期間に同事業所で勤務していたと述べているが、同事業所の元代表者は「A事業所で編集勤務の正社員はいなかったと思う。新聞の記事や写真は外注にも出していた。」と証言していることなどから、同記事に申立人の名前があることをもって申立人が申立期間に正社員として同事業所に勤務していたと推認することは難しい。

さらに、元代表者は「従業員の厚生年金保険の加入は、従業員が長く勤務できるかどうかで決めていた。」と証言していることから、A事業所は従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。

加えて、社会保険庁が管理しているオンライン記録や社会保険事務所が保管

している厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、A事業所における整理番号も欠番がないことから、申立期間について申立人が厚生年金保険の被保険者として適用されていたとは考え難く、また、社会保険事務所が保管している申立期間を含む昭和55年9月から57年8月までの厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により払い出された被保険者の中に申立人の氏名を確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無く、その他申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。